平成３０年３月２０日

取引先各位

厚木元湯観光株式会社
代表取締役　馬場雄

座席ベルト着用に関する規程追加のご報告

日頃より、弊社をご利用いただきありがとうございます。

国をあげてのシートベルト着用の指導等により、シートベルト着用率は着実に上昇してまいりました。弊社でも車内リーフレットや発車前のご案内などにより、乗客の皆様にご協力をお願いし、シートベルト着用へのご理解も大幅に進んでおります。誠にありがとうございます。

しかしながら、シートベルトを着用しないことによる車内死傷事故は、いまだに発生し続けています。シートベルトを着用しないことにより、高速道路で約９倍、一般道路を含めると約１４倍、命の危険性が高まると言われています。また、ASV（先進安全自動車）の導入促進もあり、衝突被害軽減ブレーキ等の装置が備えられている為、運転士の意図しない急制動など、新しい形の車内事故防止の観点からもシートベルトの重要性が増しています。

そこで弊社では、お客様の車内安全対策をさらに高めるため、100％シートベルト着用をしていただくために、平成３０年４月１日より、シートベルト数をもって乗車定員とさせていただくことといたします。

これに伴いまして、「大人２名分の席に子ども３名乗車」での運行を、平成３０年４月１日より中止させていただきます。道路運送車両の保安基準により、「大人１名＝１２歳以下１．５人に相当する」とされており、道路交通法施行令でもシートベルト着用の例外事項とされているため、法的には認められている範囲内ではありますが、お客様の車内安全のため、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

弊社では、更なる安心・安全運行に努めてまいります。
今後とも、変わらぬご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

以上

＜資料＞
厚木元湯観光㈱服務規程　（旅客の禁止行為）
第１４条（２）
⑧走行中に座席ベルトを着用せずに乗車すること。但し法令の範囲内で、座席ベルト着用が安全を害すると乗務員が判断した場合を除く。